

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校と 函館五稜乃蔵株式会社との包括的連携に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）と函館五稜乃蔵株式会社（以下「乙」という。）は、教育研究、地域社会への貢献に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、発酵・醸造分野の教育及び学術研究に相互協力し、酒蔵を通して地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 学生の発酵・醸造に関する教育に関すること
- (2) 学術研究に関すること
- (3) 地域創生に関すること
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による解約又は変更の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定を有効期間中に解約する場合は、甲及び乙が協議の上、書面による合意を必要とするものとする。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要が生じた時には、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれの署名の上、各自1通保管するものとする。

令和3年11月25日

（甲） 独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校長

（乙） 函館五稜乃蔵株式会社
代表取締役

但野茂

森寄照政